

平成27年5月27日(水)

第3回 消費税軽減税率制度検討委員会
(与党税制協議会)

資料

第2回消費税軽減税率制度検討委員会(5月22日開催)では、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、「消費税の軽減税率に関する検討について」(平成26年6月5日、与党税制協議会)で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。

この資料は、更なる議論に資するために作成したものであり、符号(「 \square 」、「 \triangle 」、「 \times 」)については、各試案の相対的な比較を行う観点から、試みに付したものである。

各制度試案の比較

第2回消費税軽減税率制度検討委員会（5月22日開催）では、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。

この資料は、更なる議論に資するために作成したものであり、符号（「○」、「△」、「×」）については、各試案の相対的な比較を行う観点から、試みに付したものである。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。	<p>➤ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は最も大きい。 以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分位世帯の消費税負担割合 6.85% 6.37%（0.48%） ・第2分位世帯の消費税負担割合 3.40% 3.22%（0.18%） <p>第1分位世帯と第2分位世帯の消費税負担割合の差は0.30%縮小。</p> <p>（第1分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円 11万2,162円 （8,470円）</p> <p>➤ 3案の中では高所得者に及ぶ効果が最も大きい。 （第1分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円 34万6,759円 （19,750円）</p>	<p>➤ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は中位。 以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分位世帯の消費税負担割合 6.85% 6.72%（0.13%） ・第2分位世帯の消費税負担割合 3.40% 3.36%（0.04%） <p>第1分位世帯と第2分位世帯の消費税負担割合の差は0.09%縮小。</p> <p>（第1分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円 11万8,306円 （2,325円）</p> <p>➤ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は中位。 （第1分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円 36万1,572円 （4,938円）</p>	<p>×</p> <p>・ 3案の中では逆進性の緩和、低所得者への効果は小さい。 以下では、税率軽減幅を2%と仮定（逆進性の緩和）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1分位世帯の消費税負担割合 6.854% 6.838%（0.016%） ・第2分位世帯の消費税負担割合 3.403% 3.398%（0.005%） <p>第1分位世帯と第2分位世帯の消費税負担割合の差は0.011%縮小。</p> <p>（第1分位世帯の年間消費税負担額） 12万632円 12万342円 （290円）</p> <p>➤ 3案の中では高所得者に及ぶ効果は小さい。 （第1分位世帯の年間消費税負担額） 36万6,509円 36万5,992円 （517円）</p>

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合																																																																			
視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること	<p>➢ 飲食料品の購入頻度は、他の品目に比べて格段に高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感しうる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食料品：2,114回/世帯・年 ・その他の消費支出：116回/世帯・年 ・家具・家事用品：114回/世帯・年 ・教養娯楽：114回/世帯・年 <p>➢ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。</p>	<p>➢ 生鮮野菜は飲食料品の中で最も購入頻度が高く、日々の生活の中で税負担の軽減を実感する機会が多い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生鮮野菜：361回/世帯・年 ・生鮮肉：100回/世帯・年 ・精米：8回/世帯・年 <p>➢ 加工食品の中にも購入頻度の高いものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理食品：256回/世帯・年 ・油脂・調味料：122回/世帯・年 ・パン：117回/世帯・年 <p>➢ 価格の季節変動や、夕方のセールなどによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>➢ 購入頻度は月1回よりも少なく、税負担の軽減を実感できる機会は少ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精米：8回/世帯・年 <p>➢ 年ごとの価格変動などによって、軽減税率による負担軽減額よりも大きな値動きが生じる。</p>																																																																			
<p><軽減税率による価格引下げ幅>：1%の場合：約-0.9%（1/110） 2%の場合：約-1.8%（2/110）</p> <p>（注）税率軽減分がそのまま価格に反映されると仮定。実際には、事業者における軽減税率への対応に伴うコストの増加や価格戦略の中で、税込価格の低下につながらない可能性あり。</p> <p><主な飲食料品の過去3年間における最高価格と最低価格の平均価格からの乖離率></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>豆</td><td>腐</td><td>： - 4.8% ~ + 8.8%</td> <td>ト</td><td>マ</td><td>ト</td><td>： - 21.9% ~ + 29.3%</td> </tr> <tr> <td>弁</td><td>当</td><td>： - 1.3% ~ + 2.8%</td> <td>レ</td><td>タ</td><td>ス</td><td>： - 41.4% ~ + 93.3%</td> </tr> <tr> <td>ソー</td><td>ー</td><td>ジ</td><td>： - 3.6% ~ + 5.4%</td> <td>ま</td><td>ぐ</td><td>ろ</td><td>： - 8.4% ~ + 7.7%</td> </tr> <tr> <td>生</td><td>中</td><td>華</td><td>めん</td><td>： - 6.4% ~ + 5.6%</td> <td>さ</td><td>ん</td><td>ま</td><td>： - 22.6% ~ + 87.0%</td> </tr> <tr> <td>か</td><td>ま</td><td>ぼ</td><td>こ</td><td>： - 11.0% ~ + 24.3%</td> <td>豚</td><td></td><td>肉</td><td>： - 2.2% ~ + 2.2%</td> </tr> <tr> <td>野</td><td>菜</td><td>ジ</td><td>ュー</td><td>ス</td><td>： - 2.2% ~ + 3.0%</td> <td>り</td><td>ん</td><td>ご</td><td>： - 20.9% ~ + 43.4%</td> </tr> <tr> <td>牛</td><td></td><td>乳</td><td>： - 2.4% ~ + 3.4%</td> <td>鶏</td><td></td><td>卵</td><td>： - 8.0% ~ + 20.1%</td> </tr> <tr> <td>食</td><td></td><td>パ</td><td>ン</td><td>： - 4.9% ~ + 4.9%</td> <td>精</td><td></td><td>米</td><td>： - 7.3% ~ + 4.5%</td> </tr> </table> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> </div>				豆	腐	： - 4.8% ~ + 8.8%	ト	マ	ト	： - 21.9% ~ + 29.3%	弁	当	： - 1.3% ~ + 2.8%	レ	タ	ス	： - 41.4% ~ + 93.3%	ソー	ー	ジ	： - 3.6% ~ + 5.4%	ま	ぐ	ろ	： - 8.4% ~ + 7.7%	生	中	華	めん	： - 6.4% ~ + 5.6%	さ	ん	ま	： - 22.6% ~ + 87.0%	か	ま	ぼ	こ	： - 11.0% ~ + 24.3%	豚		肉	： - 2.2% ~ + 2.2%	野	菜	ジ	ュー	ス	： - 2.2% ~ + 3.0%	り	ん	ご	： - 20.9% ~ + 43.4%	牛		乳	： - 2.4% ~ + 3.4%	鶏		卵	： - 8.0% ~ + 20.1%	食		パ	ン	： - 4.9% ~ + 4.9%	精		米	： - 7.3% ~ + 4.5%
豆	腐	： - 4.8% ~ + 8.8%	ト	マ	ト	： - 21.9% ~ + 29.3%																																																																
弁	当	： - 1.3% ~ + 2.8%	レ	タ	ス	： - 41.4% ~ + 93.3%																																																																
ソー	ー	ジ	： - 3.6% ~ + 5.4%	ま	ぐ	ろ	： - 8.4% ~ + 7.7%																																																															
生	中	華	めん	： - 6.4% ~ + 5.6%	さ	ん	ま	： - 22.6% ~ + 87.0%																																																														
か	ま	ぼ	こ	： - 11.0% ~ + 24.3%	豚		肉	： - 2.2% ~ + 2.2%																																																														
野	菜	ジ	ュー	ス	： - 2.2% ~ + 3.0%	り	ん	ご	： - 20.9% ~ + 43.4%																																																													
牛		乳	： - 2.4% ~ + 3.4%	鶏		卵	： - 8.0% ~ + 20.1%																																																															
食		パ	ン	： - 4.9% ~ + 4.9%	精		米	： - 7.3% ~ + 4.5%																																																														

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
<p>視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること</p>	<p>➢ 飲食料品を幅広く対象としているため、線引きのあいまいな品目や不合理な品目は少ないことから、消費者にとって分かりやすく、納得しやすい。</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <p>➢ 高級外食やお菓子など、必ずしも生活必需品と言えないものを対象外としうるが、干物や漬け物など日々の食卓に並ぶ食材も対象外となり、食品スーパーの棚ごとに税率が異なるイメージとなる。</p> <p>➢ どこまで手を加えると「加工」とするのかの線引きが難しく、食品表示基準によれば、単一種類の生鮮魚の刺身は軽減となるが、複数種類の生鮮魚の刺身の盛り合わせは標準となるなど、消費者にとって分かりづらい線引きとなる。</p> <p>➢ 生鮮食品の中には、高額の和牛なども含まれ、また、統計的には加工食品の方が逆進性が高い。 (逆進性：第 分位世帯と第 分位世帯の消費税負担割合の差)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生鮮食品：0.37% ・加工食品：0.64% 	<p style="text-align: center;">×</p> <p>➢ 対象品目の線引きは比較的容易かつ明瞭であり、線引きの点では消費者にとって分かり易い。</p> <p>➢ 購入頻度が低く、負担軽減額も限定的になり、また、他の主食的食料品(パン、めん類)はなぜ税率が異なるのか説明も難しいため、対象品目の選定に納得感を得られにくい。</p>

視点	「酒類を除く飲食料品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
<p>視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと</p>	<p style="text-align: center;">×</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業・漁業、卸売・小売、食品製造、外食など300万弱の事業者が飲食料品を取り扱っており、これらの事業者に区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。 ➢ 対象品目が「酒類を除く飲食料品」と幅広く、その線引きの判断が容易であり、適用税率の判断に係る事務負担は相対的に小さい。 ➢ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。 ➢ インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。 	<p style="text-align: center;">×</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 飲食料品を取り扱う事業者は、その大宗が生鮮食品を取り扱っており、「生鮮食品」を軽減税率とした場合は、「酒類を除く飲食料品」を軽減税率とした場合とほぼ同数の事業者に、区分経理や対象品目の線引き判断等の事務負担が生じる。 ➢ 対象品目の線引きが難しい事例が出てくることが想定され、またこれまで必ずしも相互に関連していなかった食品表示関連業務と経理業務の連携が求められるようになり、事業者の事務負担は大きく増加する。 ➢ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は大きい。 ➢ インボイスに基づく区分経理が必要となり、経理関係事務が増加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 農家が生産した米は、その大部分が米麦卸売業者により精米された後、小売業者を通じて消費者が購入するほか、食品製造業者や飲食店も仕入れることから、一定の範囲の業種において区分経理等の対応が必要となる。 ただし、精米を扱わない食品関係の事業者も存在することから、影響範囲はある程度限定される。 ➢ 対象品目が極めて限定的であり、かつ明確であることから、対象品目の線引き判断にかかる事務負担は小さい。 ➢ 小売業者における、対象品目に関する消費者からの疑問・クレームへの対応の負担は相対的に小さい。 ➢ インボイスに基づく経理は不要であり、対象品目が限定的であることから、追加的な経理事務負担も軽微と考えられる。

視点	「酒類を除く飲食料品」を対象とする場合	「生鮮食品」を対象とする場合	「精米」を対象とする場合
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと	➤ 対象品目が「酒類を除く飲食料品」と幅広く、代替性のある品目の税率が相違する事例は限定的と考えられる。	× ➤ 牛挽肉・豚挽肉と合挽肉といった類似の品目間、米とパン・うどんなど代替性のある品目間で異なる税率が適用され、歪みが生じる事例が多数。	× ➤ 主食的食料品であるパンやめん類などは標準税率となり、代替性のある品目間での歪みが生じる。
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	× ➤ 税率軽減幅を1%とする場合は 約6,600億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約1.3兆円 と大きな財源を必要とする。	➤ 税率軽減幅を1%とする場合は 約1,700億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約3,400億円 の財源を必要とする。	➤ 税率軽減幅を1%とする場合は 約200億円 税率軽減幅を2%とする場合は 約400億円 の財源を必要とする。
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと	➤ 対象品目を「酒類を除く飲食料品」と広く設定しているため、対象外となる代替性のある飲食料品を対象とするよう求められる事例は限定的と考えられる。	× ➤ 対象品目の線引きが分かりにくく、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が多数生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。	× ➤ 対象品目の範囲が極端に狭く、かつ代替性のある食料品間で異なる取扱いとなる事例が生じることから、対象品目を拡大するよう求める声が大きくなるものと考えられる。

各制度試案の比較

第2回消費税軽減税率制度検討委員会（5月22日開催）では、まずは飲食料品分野を対象とする制度案について具体的な検討を進めるとの方針の下、「消費税の軽減税率に関する検討について」（平成26年6月5日、与党税制協議会）で示された対象品目8案のうち、代表的な例として、「酒類を除く飲食料品」、「生鮮食品」、「精米」を対象とする場合のそれぞれの具体案と課題について議論が行われた。この資料は、更なる議論に資するために作成したものであり、符号（「○」、「△」、「×」）については、各試案の相対的な比較を行う観点から、試みに付したものである。

視点	「酒類を除く飲食料品」 を対象とする場合	「生鮮食品」 を対象とする場合	「精米」 を対象とする場合
視点1 低所得者への配慮（「逆進性の緩和」）として有効であること。			×
視点2 消費者が痛税感の緩和を実感できること			×
視点3 消費者にとって、分かりやすく、納得できること		×	×
視点4 対象品目の判断や区分経理などの実務運用が容易で、納税義務者たる事業者の事務負担が小さいこと	×	×	
視点5 代替性のある品目の税率を同一にするなど経済活動への歪みが生じないこと		×	×
視点6 社会保障の充実・安定を確実に実施できるよう、安定財源が手当てできること	×		
視点7 消費税制度への信頼を維持するため、対象品目について、場当たりに決定されたり、なし崩し的に拡大されないこと		×	×